

瀬戸雨水幹線ゲート保守点検業務委託

仕 様 書

令和8年度

岡山市下水道河川局下水道施設部
下水道保全課瀬戸下水道事務所

第1章 一般事項

第1節 総則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下監督員という。）と協議のうえ受注者の責任において実施し、誠実に履行すること。

1. 1. 2 (疑義)

現場説明書、本仕様書、図面（以下「図面等」という。）に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (法令・条令等の適用)

本業務履行に関係する法令・条令等はこれを遵守しなければならない。

1. 1. 4 (官公署その他への手続き)

必要な届出、手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外はすべて受注者の負担とする。

1. 1. 5 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

1. 1. 6 (資格必要作業)

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また監督員が要求した場合は資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

1. 1. 7 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。また提出する書類の種類は別紙1のとおりとする。

第2節 現場管理

1. 2. 1 (履行管理)

業務責任者は委託業務履行の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行うこと。
また、工程等は事前に監督員と協議し決定すること。

1. 2. 2 (災害防止等)

本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業法案に違反することのないよう特に、留意して履行すること。

1. 2. 3 (臨機の処置)

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 (材料検査等)

本業務履行に使用する材料類は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な材料類については、監督員の承諾を受けて省略することができる。

また、受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

1. 2. 5 (養生その他)

既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、施行期間中は、現場の整理・整頓に勤め適正な作業環境を保持すること。

1. 2. 6 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該業務に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

1. 2. 7 (検査)

本業務履行は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承認を得た後に、次の工程に移行すること。

また、完了後、受注者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

第2章 特記事項

第1節 概要

2. 1. 1 (委託概要)

本委託業務は、岡山市下水道河川局の管理する瀬戸雨水幹線ゲートを点検を行うことにより、円滑な維持管理を行うものである。

2. 1. 2 (委託場所)

岡山市東区瀬戸町瀬戸地内

2. 1. 3 (点検樋管・樋門・ゲート、形式、点検場所)

- (1) 瀬戸雨水幹線No.1ゲート 岡山市東区瀬戸町瀬戸130番1地先
電動油圧転倒ゲート及び操作・制御盤
電動スライドゲート及び操作盤
手動可動式スクリーン
- (2) 瀬戸雨水幹線No.2ゲート 岡山市東区瀬戸町瀬戸415番1地先
電動スライドゲート、操作盤及び照明
- (3) 瀬戸雨水幹線No.3ゲート 岡山市東区瀬戸町瀬戸399番3地先
電動油圧転倒ゲート、操作・制御盤及び照明
- (4) 瀬戸雨水幹線No.4ゲート 岡山市東区瀬戸町瀬戸78番5地先
電動スライドゲート、操作盤及び照明

2. 1. 4 (点検内容)

本委託業務の点検内容は、下記のとおりとする。

年次点検：出水期1ヶ月前迄に行う点検で年1回実施する。

内容は、設備を外部からの目視による点検及び部品、機器単体品等の分解を伴う内部の目視点検のほか、点検用器具（テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シクネスゲージ、塗膜厚計等）で点検し簡易な給油脂を行った後、管理運転（全開全閉を行う総合動作の機能確認及び調整）を行う。

○点検内容（別紙参照）

- (1) 自動開閉による作動状況
- (2) 手動開閉による作動状況
- (3) 潤滑油量等の状況
- (4) 各部給油・給脂
- (5) 油圧シリンダの状況 (※)注1

- (6) 油圧ユニットの状況 (※)注1
- (7) 油圧配管・作動油の状況 (※)注1
- (8) 操作盤内部の状況
- (9) 操作盤電流計・電圧計指示値
- (10) 操作盤表示灯の良否
- (11) 操作盤内の清掃
- (12) ゲート全体の状況 (損傷等)
- (13) スクリーン全体の状況
- (14) 管理橋等の損傷点検
- (15) 扉よりの漏水 (通常閉状態の扉のみ)
- (16) 扉内外の堆積土等の状況点検
- (17) 外部照明の良否 (※)注2
- (18) その他

(※)注1 : 電動油圧転倒ゲートのみ

(※)注2 : 外部照明のあるゲートのみ

月例点検：委託期間中3回実施し動作確認を行うもの。

- ・瀬戸雨水幹線No.1ゲートのみを対象とする。
- ・内容は、主として分解を伴わず、外部からの目視による点検を行う。
- ・年次点検の点検内容のうち (1) (3) (5) (6) (7) (8) (12) (13) (14) (15) (16) の点検を行う。

2. 1. 5 (その他)

本業務で発生する軽微な機器調整及びランプ・ヒューズ等の使用材料は本委託業務に含まれるものとする。

2. 1. 6 (委託期間)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 1. 7 (注意事項)

本委託業務履行にあたり、下記事項を遵守すること。

- (1) 受注者は、業務履行にあたり、地元住民と協議を必要とする場合は要望、交渉があった場合は、遅滞なく監督員に報告すること。

- (2) 受注者は、作業にあたり、地元住民等に迷惑をかけること。
- (3) 受注者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第3者に害を与えた場合には、その復旧及び賠償の全責任を負うものである。
- (4) 受注者は、現場環境に対応して、点検者の安全確保のためのバリケード、標識の設置、及び交通整理員等による交通誘導を行うこと。また、道路法により道路使用許可等の必要な場所については、申請等の手続きを行うこと。
- (5) 受注者は、現場内を整理整頓し、現場管理には細心の注意をはらうこと。
- (6) 受注者は、有毒ガス、酸素欠乏等に十分な注意をし、そのための事前調査・及び対策を講じ作業員の安全・事故防止を図ること。
- (7) 点検終了後、現場操作盤等の施錠は、確実にすること。
- (8) 点検時、付近を汚染させた場合は、必ず清掃すること。

提出書類

- | | |
|--|-----|
| (1) 委託業務着手届 | 1 部 |
| (2) 委託作業表 | 1 部 |
| 作業工程を変更する場合は、その都度あらかじめ監督員に提出し、その承認を受けなければならない。 | |
| (3) 業務責任者届 | 1 部 |
| 受注者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。 | |
| (4) 委託作業日報 | 1 部 |
| (5) 委託写真帳 | 1 部 |
| 委託に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして監督員に提出すること。 | |
| (6) 委託業務報告書 | 1 部 |
| 様式は、事前に監督員と打合せを行い、各機器ごとにその結果を記入して報告すること。なお、早急に修理を要する事項等があれば、合せて記入すること。 | |
| (7) 委託業務完了届 | 1 部 |
| (8) その他、本市監督員の指示するもの | 必要数 |